

科学研究費助成事業(科学研究費補助金)研究成果報告書

平成 25 年 6 月 15 日現在

機関番号: 32625

研究種目:基礎研究(C)研究期間:2010 ~ 2012

課題番号: 22530829

研究課題名(和文) 音楽教育を通しての「市民形成」の現状と社会的紐帯の再生―日仏比較

を通して―

研究課題名(英文) 'Civic education' and reconstruction of social bonds through a

comparison of Japanese and French music education

研究代表者 水崎 富美 (MIZUSAKI FUMI)

女子栄養大学・栄養学部・准教授

研究者番号: 40510136

研究成果の概要(和文):

本研究は、日仏の音楽教育システムの比較を通して日本の「市民の形成」と社会的紐帯の再生の課題を明らかにすることを目的にした。日本は普通教育において、音楽教育の育成をおこなっているが、市民の形成、社会的結合という視点が弱く、また、それ以外の音楽教育も教育システムを機能させる市民と国・自治体との関係つくりに課題があることが明らかになった。日本の音楽教育による市民形成は、国と市民による自発的な文化団体の活動が双方に「文化の民主化」、すなわち、音楽教育の場、料金、ジャンル等に関する文化の民主化をすすめる必要があることが明らかになった。

研究成果の概要 (英文):

Main aim of this study is to elucidate issues on 'civic education' and reconstruction of social bonds in Japan through a comparison of Japanese and French music education systems. In Japan a music education system is mainly implemented as a part of general education. From the comparison to French music education system, a viewpoint concerning 'civic education' and social bonds is found to be lacked. I elucidated an issue on mutual relationship between associations and nation / local governments for well-functioned music education system (similar to other education). For 'civic education' on the Japanese music education, I pointed out an importance on the "democratization of the culture" on mutual activities of local governments and cultural associations spontaneously organized by citizens, that is, it is necessary to develop the 'democratization of the culture' on the places of music education, prices and genres of music and so on.

交付決定額

(金額単位:円)

			(亚铁干压・11)
	直接経費	間接経費	合 計
2010 年度	800, 000	240, 000	1, 040, 000
2011 年度	800, 000	240, 000	1, 040, 000
2012 年度	500, 000	150, 000	650, 000
総計	2, 100, 000	630, 000	2, 730, 000

研究分野:社会科学

科研費の分科・細目:教育学

キーワード:カリキュラム論、音楽教育、「文化の民主化」、文化的権利

1. 研究開始当初の背景

今日、グローバル化社会において、貧困と 社会的排除が益々可視化されるようになり、 「市民の形成」と社会的結合の再生は緊急の 課題となりつつある。音楽教育は、これまで 基本的な衣食住が整った者にとっての余暇 的な活動という意味合いが強かった。しかし ながら、現在では、欧米においても、様々な 階層の社会的な絆の創造や、階層の相互ミッ クス、そして、「市民の形成」に大きな役割 を果たすものとして注目され、文化政策や地 域による音楽教育実践が行われ始めている。 日本では、国の政策としては、グローバル化 社会の中で国際的な視野をもつ日本人の育 成として、学校内では世界の音楽や日本の郷 土の伝統音楽、国歌が積極的に実践に取り入 れられ、音楽関連の部活動も活発に行われて いる。しかし、学校以外の音楽教育に目を 転じてみると、公的支援はなく多くは市場 に任されており、階層的に比較的上位にある 子どもを対象に、感性の教育として個人レッ スンが行われている。

音楽へのアクセスは、P. ブルデューが指摘 したように、階層に対応した音楽ジャンル (クラシック、ジャズ、ポピュラー音楽など) へのアクセスの格差が存在する。そして、と もすれば、市場任せの音楽教育は、この格差 を広げ、社会的結合の分断を積極的に進めて いる感すらある。

しかしながら、現在、フランスの音楽教育は、広く学校内外において公的支援を得るかたちで様々な社会階層が音楽にアクセスし、自立した市民を形成することを目的に進められている。特に、1959年のA..マルローの「文化の民主化」政策以来、国とアソシエーション(文化団体)そして市民が様々なプロジェクトや実践等を展開し、音楽による「市民の形成」と社会的結合の創造を模索しようとしている。

これらの状況に関する近年のフランスの 文化政策研究では、マルロー以降、今日まで の文化政策の全体構造が、X.Greffe の、『フ ランスの文化政策』(La Politique Culturelle de la France、2007) などの多くの著作で考 察されている。日本においても、沖田吉穂らが「フランスの文化政策」(2000)において、政策動向・国家と市場の関係を、また永島茜が「公的文化関与の理論及び制度的検討」(2006)で制度面についての分析を行っている。さらに牧瀬浩一の「多文化が混在するパリ郊外に根付いた国立ダンスセンター」(2007)がパリ郊外において「文化の民主化」政策と子どもたちの社会的連携(連帯)の強化の関係や、市民の社会的な統合の関係について実際を明らかにしている。

本研究に最も関わる音楽関連の先行研究としては、A.Veitlらが「モーリス・フルーレ:音楽の民主化政策」(Maurice Fleuret: une politique démocratique de la musique、2000)で、80年代フランスの音楽の民主化政策の分析を試みている。さらに、日本では、成田和子「フランスの音楽行政とその特色」(1996)等、実態・実践分析としては、吉澤恭子の「フランスの小学校における CHAMの学習運営とその機能」(2001)、「生涯音楽行政の可能性—日仏の学校外音楽指導者の比較を通して—」(2008)がある。

申請者も、日本の市民形成を意識しつつ、フランスの「音楽の民主化」政策・音楽教育システムについて、個別の音楽教育施設等のシステムの運用と実践レヴェルの実際を、各種、施設、 社会教育施設の音楽講座、科学祭などを対象に考察してきた。しかし、これらの研究は、「市民の形成」と新たな社会的結合の創出のための音楽教育という視点から、学校内外の関係や教育内容の実際、そして、国家・自治体・アソシエーション等との関係を日仏の比較枠組みを用いて検討するという意味ではなお、具体性・系統性・総合性に欠けるものであった。

2. 研究の目的

日仏の現地調査・文献調査・統計資料分析の 手法を用いて、日本の音楽教育を通しての 「市民の形成」の現状を明らかにし、社会的 紐帯を再生させるための政策・実践課題を明 らかにすることには次の3つを設定した。

(1) 研究目的 1. フランスの学校内外の音

楽教育システムを市民形成と社会紐帯の再 生の視点から総合的に検討する。

- (2) 研究目的 2. 日本の学校内外の音楽教育システムを市民形成と社会紐帯の再生の 視点から総合的に検討する。
- (3)研究目的 3. 音楽教育を通しての日仏の市民形成のあり方の比較を歴史的・統計的・社会経済的・芸術および音楽学的アプローチによって行い、日本の「市民の形成」と社会的紐帯の再生の創出のための音楽教育の課題を、国・自治体・アソシエーションの政策・実践レヴェルで具体的に提起する。

3. 研究の方法

本研究は3年のプロジェクトとして計画され、3つの目的の達成のために、5つの作業課題をもって進められた。研究対象とする学校階梯は高等学校以下である。

(1) 目的 1 であるフランスの学校内・学校外の音楽教育システムを総合的に検討するために、課題 1 および 2 を設定した。

〈課題1〉は、フランスの学校施設関連の調査である。初等・中等教育における市民教育、教科の音楽・社会教育施設の音楽講座・音楽学校の教育目標・教育課程・教育方法・教材・教師について地区ごとの実態調査及び、音楽祭・公園音楽・複合音楽施設・美術館での音楽教育等の地区ごとの実態調査・分析をする。

〈課題 2〉は課題 1 に関係する国・自治体・アソシエーションの役割に関するデータ収集と資料の整理・分析であり、パリ市および近郊(エッソンヌ)の現地調査・分析を行った。

(2)目的2である日本の学校内・学校外の音楽教育システムを総合的に検討するために、課題3および課題2を設定した。

〈課題3〉は、日本の学校施設の音楽教育の調査。教科の音楽・特別活動・部活動、県立高校音楽科・芸術高校、企業・財団の音楽講座等の教育目標・教育課程・教育方法・教材等について実態調査及び、日本のその他の音楽祭等の目標・プログラム・子ども用ワークショップ等の実態を現地調査を行った。

〈課題 4〉は、日本の国・自治体・アソシ エーションの役割を予算・業務内容等の現地 調査・資料から分析した。

(3)目的3である日本の音楽教育を通しての「市民の形成」と社会的結合の課題を政

策的・実践的両レヴェルにおいて具体的に提起するために課題5を設定した。

〈課題 5〉は日仏のシステムのシステム・ 政策理念の比較および学校観、文化観の比較、 課題の提起である。

4. 研究成果

(1)研究目的1に対する研究成果:目 的1であるフランスの学校内・学校外の音楽 教育システムを総合的に検討するために、フ ランスの学校施設関連の調査をおこなった 結果、フランスの音楽教育は学校施設型の音 楽教育と音楽祭、シテ・ド・ラ・ミュジーク のような非学校施設型の音楽教育システム を創りだしていることが明らかになった。そ して、初等・中等教育を対象とする教育プロ グラムがそれぞれの場において設けられて いることが明らかになった。学校施設型の音 楽教育には、音楽学校の教育目標をプロの音 楽家の形成ではなく、市民への公共サービス としてアマチュア音楽家の形成を目的とす るものが多数あり、教育課程・教育方法・教 材に関しては、市民がアマチュアオーケスト ラに参加する力や市民が地域の子どもや大 人の演奏、また、現在第一線で活躍している 音楽家たちの演奏について批評し質問し参 加するための交流の場をつくり、力を身につ けさせようとするものであったことが明ら かになった。2007前後から音楽教育制度改革 を本格化させ、従来、学校施設型の音楽教育 は従来、音楽学校(コンセルヴァトワールな ど)と社会教育施設(パリ市ではアニマシオ ンセンター)が別々に扱われていたが、パリ 市の文化局(DAC)の担当者への調査から、 現在はそれらを総合的にとらえ、市民が多様 な音楽教育の選択肢からアクセスしやすい ものを選択できるよう積極的に広報をして いることが、明らかになった。

さらに、音楽祭も学校施設型の音楽教育と 密接な関係をもち、音楽教育の場としての役 割を果たそうとしていること、それを通して 市民の自発性を育て、多様な階層の市民が交 流し、音楽をつくることに参加する場がつく りだされていることが明らかになった。

さらに、〈課題2〉については関係する国・ 自治体・アソシエーションの役割についてデ ータ収集と資料の整理・分析を行った結果、 国や自治体が主導権をもって運営規程や教育規程を定め、上から進めるのではなく、市民による自発的結社 (アソシアシオン) によって音楽教育 (学校施設型および非学校施設型の) が管理・運営・実践されていることが明らかになった。また、教師についてもパリ市およびその近郊においてアソシアシオンがクラシックにとどまらない様々な階層、市民がおこなう多様な音楽について知り、音楽教育の能力を高めるための講座が開かれていたことが明らかになった。

パリ市および近郊(エッソンヌ)の現地調査・分析、地区ごとの実態調査及び、音楽祭・公園音楽会・美術館での音楽教育等の地区ごとの実態調査・分析をすることによって市民による自発的な結社であるアソシアシオンが地域の市民の状況にあわせた多様なプログラムを芸術のジャンルをこえてつくりだしていること、運営に市民が大きな役割を果たしていることが明らかになった。

これらの成果は、総合人間学会、(於:明治大学)、教育文化政策研究会国際ワークショップ(於:横浜エリスマン邸ホール)において発表をおこない、また、『教育文化政策研究』及び博士論文にて発表した。

(2)研究目的2に関する研究成果:研究目的2は日本の学校内・学校外の音楽教育システムを総合的に検討することであり、そのために学校施設の音楽教育の調査をおこなった結果、日本においても学校施設型と非学校施設型の構造を把握することができるが、学校施設型は普通教育の役割が大きく、多様性にかけること、学校外は企業や個人で行われ家族の経済的負担が依然として大きいことが明らかになった。

部活動に関しては、コンクールの入賞だけではなく、地域の市民と共に文化について議論する公共の場を作りだし、結びつこうとしている実践が生まれ始めていることが明らかになった。

音楽コンクールでの優勝実績があり、地域市民との交流をおこなっている徳島の中学校の現地調査を行い、地域の市民への音楽の発信の機会を多数設け、そこに参加する市民も単に子どもたちのボランティア、施設への慰問としての演奏をきくのではなく、その演奏に積極的に参加し、さらに批評もおこなっていることによって地域の人々が社会的に

結びつこうとしていることが明らかになった。また、企業・財団の音楽講座等については、札幌ジャズスクールおよびHBC 放送局に関する現地調査の結果、札幌がはやくから地域社会に密接にかかわるオーケストラをつくり、子どもたちを育成していること、プロへと結果的になる者もいるが、教育目標を基本的には地域の文化を育て、市民を育てることにおいていることが明らかになった。

札幌ジャズスクールは旧来の学校教育に おける音楽ジャンルの閉鎖性に対するとし てジャズの教育にとりくみ、地域の音楽祭や 社会福祉施設における市民との交流により、 市民を結びつけ、市民の形成を行おうとして いることが現地調査から明らかになった。

さらに、札幌では歴史的に地域の放送局が 市民の文化活動を支え、現在においても合唱 及びオーケストラによって市民の形成が行 われているが、それらの活動は札幌に留まら ず、日本全国の地域の人々との交流を創りあ げようとしていることが明かになった。

日本の国・自治体・アソシエーションの役割を予算・業務内容等については、札幌芸術財団および札幌市役所における現地調査・資料から分析をおこなった。日本の音楽教育システムは、文科省の管轄する学校教育が中心ではあるが、自治体は管理指定制度を導入しており、財団は札幌ジャズスクールなどを導たして財政的に依存することなく、地域の企業などとの連携によって教育及びジャズフェスティバルなどの運営をしていることが明らかになった。またメセナの力が大きな役割を果たしているのはフランスと異なる点であることが明らかになった。

(3)研究目的3に関する研究成果:目的3は日仏のシステムのシステム・政策理念の比較および学校観、文化観の比較をおこない、日本の音楽教育を通しての「市民の形成」と社会的結合の課題を政策的・実践的両レヴェルにおいて具体的に提起するものであった。

日仏の比較によって明らかにになったのは、公的な支援による多様な教育の場が十分ではないことこと、音楽教育に市民形成の視点が弱いこと、社会的結合については 3.11 以降認識されつつあるが、音楽教育システム全体を総合的にみた場合、依然として競争的なコンクール志向はつよく、地域の音楽学校やアニマシオンセンターのような市民形成

や社会的結合を意識したアマチュア音楽市 民を育てる音楽教育の場が不足しているこ とが明らかになった。また、市民が経済的な 負担なく文化に参加できるような、所得や家 族構成にあわせた授業料減額制度やフェス ティバル等への参加費が生じないレヴェル での教育施設やコンサート、音楽祭も課題で あることが明らかになった。

これらの課題の背景には日本の文化的権利に関する認識の弱さがあるのではないかという仮説を導きだすことができた。ユネスコの 1948 年以降の会議および勧告、宣言を歴史的に考察した結果、フランスでは市民的権利としての文化的権利を保障するという観点から政策・実践課題を構築し、「文化の民主化」の必要性が国、自治体、アソシエーションそれぞれの立場で理解され、またその必要性は共有されている。日本においては、ユネスコの動向に関しては世界遺産への関心は強いが、国、自治体においてもメディアにおいても文化的権利の保障や「文化の民主化」に関する認識は広まっていない。

日本においては、まず、政策決定の基本に、 文化的権利が衣食住がととのった後での贅 沢ではなく、基本的な人権であることへの認 識が必要であるといえる。そして特に、現在 の子どもの貧困・格差状況をふまえて、文化 的権利の保障はこれらの子どもにこそ必要 であることを政策関係者に貧困研究との連 携をおこないながら調査する必要があるこ とが明らかになった。

また、文化的権利の保障は「文化の民主化」 によって具体的に行われるが、それにはつぎ のような意味での「民主化」のための諸措置 がとられる必要がある。従来、「文化の民主 化」は、すべての人々が文化にアクセスでき るようにすること、文化の普及をもたらす政 策ととらえられてきたが、本研究を通して、 音楽教育における「文化の民主化」とは具体 的にいかなることなのかを明らかにするこ とができた。日本において実践レヴェルにお いて必要な「文化の民主化」とは、第一に、 音楽教育の「場の民主化」である。これは、 コンサートホールや学校施設という壁の中 にあるものだけではなく、屋外、通り、公園 なども含めて、音楽教育の場としてとらえ、 多くの人々がそこに参加できるようにする ことが求められる。また、「時間の民主化」、 これは、従来型のコンサートに見られるよう

な時間設定ではなく、多様な人々が気軽に音楽に参加できる時間設定をおこなうことである。さらに「音楽ジャンルの民主化」も必要である。クラシックだけではなく、ポピュラー音楽などを音楽教育の場にとりいれるだけではなく、また、市場にでまわりにくい多様な音楽ジャンルを音楽教育の場に導入することである。

さらに、「料金の民主化」によって無料も しくは減額システムを導入する必要もある。 また、楽器や楽譜についても公共図書館で入 手可能な「教材の民主化」も課題である。国、 自治体は空間としての場、時間、料金、教材 の民主化を教育文化政策としてすすめる必 要がある。しかしながら、それのみではなく、 市民は、国との相互関係をつくりだし、それ らの政策をひき出しながら、市民による自発 的な結社、アソシエーション(文化団体)の 活動をすすめ、政策決定にもかかわっていく 必要がある。その活動によって社会的結合が はじめて導きだされる。市民によるアソシエ ーションには、音楽による市民の形成を意識 し、個々の市民の音楽技能や音楽の鑑賞の力 の育成に留まらず、国・自治体との関係をつ くりながら、市民自身が子どもも含めて文化 について問う力をもち、責任ある文化の主体 として文化活動に継続的にかかわっていく 力の養成が求められることが明らかになっ

そのためには、文化的権利がひとりひとりの市民が文化に関わり、創造し、参加し、批評することであり、すべての人間の基本的権利であることを広く市民が共有できるような普通教育が必要であることが明らかになった。

5. 主な発表論文等

(研究代表者、研究分担者及び連携研究者には下線)

〔雑誌論文〕(計3件)

- ①水崎富美、「日本の音楽教育における市民 形成の現状と課題―フランスの「音楽の民 主化」モデルを手がかりとして―『教育文 化政策研究』1 号 教育文化政策研究会 2010、pp. 14-26
- ②水崎富美、「ユネスコの文化的権利の発展 とフランスにおける『文化の民主化』の展 開(1)」『教育文化政策研究』2号 教育文

化政策研究会 2012、pp. 41-56

③<u>水崎富美</u>、「音楽教育による市民の形成」 『人間と教育』No. 76 2012、pp. 44-51

〔学会発表〕(計2件)

- ①<u>水崎富美</u> 「音楽と平和-『音楽の民主化』 を通して-」総合人間学会 明治大学 2011年6月9日
- ②水崎富美「フランスにおける地域のアソシアシオン活動と文化、教育の役割」教育文化政策研究会第一回国際ワークショップ横浜山手エリスマン邸ホール 2011 年 9月2日

〔図書〕(計1件)

①新版『フランス文化事典』「文化の民主化」と「音楽の民主化」:音楽する市民の形成田村 毅・塩川哲也・西本晃二・鈴木雅生編 本人執筆担当部分:教育:コラム(コラム)丸善出版 2012年 p.67

その他、

水崎富美「フランスの『文化の民主化』に おける音楽教育の展開-1959 年から現在ま で-」東京大学大学院教育学研究科 2012 年 10 月 東京大学大学院教育学研究科博士論 文

水崎富美、杉浦正幸、堀尾輝久編著「文化的権利の発展と「文化の民主化」概念の変遷にみる社会的結合と市民形成の探究—1948年以降のユネスコの動向を中心として—」付録1:文化的権利の保障と「文化の民主化」に関わる国連・ユネスコ資料及び注解付録2:文化的権利の保障と「文化の民主化」に関わる国連年譜、科学研究費補助金報告書2013年6月刊行予定

6. 研究組織

(1)研究代表者

水崎 富美 (MIZUSAKI FUMI) 女子栄養大学・栄養学部・准教授 研究者番号: 40510136